

ぐんまこどもの国「ボランティアパートナー」要綱

1. 趣旨

ぐんまこどもの国は、「ボランティアパートナー(以下、ボランティア)」組織を設置し、入園者へのサービスの提供や里山の自然を継承するための活動を行うものとする。この要綱はボランティアの活動に関する基本事項を定めるものである。

2. ボランティアの種別

ボランティアは活動内容により次の通り区分する。

- (1) イベントパートナー(公園内で実施するイベント内での指導やサポートを行うボランティア)
- (2) クリーンパートナー(公園内の清掃及び美化にかかわるボランティア)
- (3) フラワーパートナー(植栽作業や除草作業など花壇の手入れを行うボランティア)
- (4) 里山パートナー(公園内の自然を保全するためのビオトープ管理や自然を紹介するガイド活動を行うボランティア)

3. 事務局

ボランティアの事務局は金山総合公園管理事務所、企画部に置く。

4. 活動内容

(1) イベントパートナー

各種クラフトイベントでの製作指導、体験型イベントでの参加者への指導・補助、その他企画での準備作業、片付け作業などイベントにかかわる活動全般

(2) クリーンパートナー

落葉清掃、ゴミ拾い清掃など園内の清掃及び美化にかかわる活動全般

(3) フラワーパートナー

花壇植栽作業や除草作業、剪定作業、種まき作業、灌水、苗の鉢上げ作業など花壇の手入れ・花にかかわる活動全般

(4) 里山パートナー

園内のビオトープ管理のための除草作業をはじめとした環境整備にかかわる活動全般、園内の自然を紹介する自然観察イベントあるいは自然を中心とした野外活動での指導やガイド活動など環境教育にかかわる活動全般

5. 資格

登録できるボランティアは下記の条件を満たす者とする。

- (1) ぐんまこどもの国およびボランティア活動の主旨・目的を理解し、登録から1年間の間に1回以上の活動ができるもの。
- (2) ぐんまこどもの国の園内ルールを守り、かつ入園者に対する支援に適正を有するものであること。
- (3) 原則として高校生以上の者であること。未成年の場合は保護者の承諾がないと登録できないものとする。

6. 募集

ボランティアは必要に応じて随時募集する。

7. 登録

- (1) 登録を希望する者は、別紙の登録申請書に必要項目を記入して事務局に提出すること。
- (2) 事務局は登録申請を審査し、要件を満たす者であることが認められた場合には登録証を発行する。
なお、登録を受けたボランティアは活動を開始する前に事務局にて受付を行い、登録証を提示するとともに活動中は必ず携帯すること。
- (3) 登録期間は、登録をした日から翌年 3 月 31 日までとする。(最長で 4 月 1 日から 1 年間)
- (4) 次年度の活動を希望する場合は、再度登録申請が必要となる。
- (5) 登録期間中に 1 度も活動に参加できなかった方は、登録の更新が出来ないものとする。
- (6) 氏名・住所・連絡先等の変更があった場合は、速やかに報告をおこなうものとする。
- (7) ぐんまこどもの国は、運営方針に反する活動や、ボランティアとしてふさわしくない行為があったと判断した場合は、その時点で登録を取り消す事ができる。
- (8) 退会する場合は事務局にその旨を届け出て登録証を返却すること。

8. ボランティア活動保険の加入

活動中の事故に備え、ボランティアはボランティア活動保険に加入することとする(保険料は事務局で負担するものとする)。

9. 活動時間

活動日や時間は関連するイベント予定やボランティアの意向を考慮して事務局が定める。原則として活動時間はぐんまこどもの国の供用時間内とするが、夜間のイベントなどの場合はこの限りではない。

10. 活動日誌の記録

ボランティアは活動後、別に定める「ボランティア活動日誌」に活動状況を記録するものとする。

11. 報酬等

ボランティア活動は原則無償とするが、長期的な貢献などによりその活動がぐんまこどもの国で認められた場合には活動の継続性に配慮し交通費などの経費が支給される場合がある。

12. その他

この要綱の定め以外の事項は、必要に応じて事務局が別に定めることとする。

附則

この要綱は 2018 年 8 月 1 日から施行する。